

大館市農業委員会総会議事録

令和2年6月12日

大館市農業委員会総会議事録

1. 開会の日時 および場所	日 時	令和2年6月12日（金）午後2時00分 開会			
	場 所	比内総合支所 3階 大会議室			
2. 出席委員の氏名（18名）※13番欠番（辞任による）					
1番	菅原 一成	8番	石山 元一	16番	小林 大樹
2番	安達 英樹	9番	糸屋 由衛門	17番	成田 レイ子
3番	安部 幸美	10番	渡邊 久雄	18番	阿部 重信
4番	菅原 和久	11番	藤盛 久登	19番	畠山 市子
5番	田村 秀雄	12番	伊藤 昇		
6番	木次谷 和明	14番	富樫 英悦		
7番	虻川 マキ子	15番	斎藤 重春		
3. 欠席委員の氏名（ 名）					
4. 委員以外の出席者 職氏名		なし			
5. 出席した事務局 職員の職氏名	局 長	佐々木 金義			
	次 長	佐藤 正樹			
	係 長	宮崎 直人			
6. 議事録署名委員	2番	安達 英樹		3番	安部 幸美
7. 書記	宮崎 直人				

報 告 ・ 議 案

報告第 16 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意解約通知について
議案第 28 号	農地法第 3 条の規定による賃借権（使用貸借による権利）設定許可申請に対する処分について
議案第 29 号	農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について
議案第 30 号	農地法第 5 条の規定による賃借権（使用貸借による権利）設定許可申請書の送付について
議案第 31 号	農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書の送付について
議案第 32 号	農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）
議案第 33 号	農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）

局長

定刻となりましたので、ただ今より総会を開会いたします。

初めに会長より挨拶をお願いいたします。

糸屋会長

— 挨拶 —

議長

それでは会議に先立ちまして、本日の出席者数を確認したいと思います。

事務局から報告願います。

局長

本日の出席人数のご報告ですが、委員総数 18 名中 18 名全員の出席であります。

よって、定足数に達しており会議は成立していることを宣言申し上げます。

議長

次に、大館市農業委員会総会会議規則第 16 条第 2 項の規定により、議事録署名委員を当席より指名いたしますが、ご異議ございませんか。

～異議なしの声多数あり～

議長

ご異議ないようですので、指名いたします。

議席番号 2 番 安達 英樹 委員、議席番号 3 番 安部 幸美 委員にお願いします。

議長

それでは、会議に入ります。

業務報告、その他報告事項等について事務局から説明願います。

局長

- ・業務報告(5月総会～6月総会)について
- ・報告第 16 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意解約通知について

以上報告する。

議長

ただいまの事務局の報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、承認するものといたします。

それでは、議事に入ります。

初めに、議案第 28 号『農地法第 3 条の規定による賃借権（使用貸借による権利）設定許可申請に対する処分について』を議題とします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

局長

6 ページをお開き願います。

議案第 28 号 農地法第 3 条の規定による賃借権（使用貸借による権利）設定許可申請に対する処分について

次のとおり、農地法第 3 条の規定による賃借権（使用貸借による権利）設定許可申請があったので、これの処分（許可、不許可の決定）について意見を求める。

令和 2 年 6 月 12 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

内訳は、7 ページのNo.6 の 1 件で、地目は畑で面積合計は 3,651 m²であります。

借り受けの事由は「新規就農」で、貸借期間は 30 年であります。

これらの許可要件の検討結果につきましては、お手元に配付の調査書の 1 ページに記載されておりますとおり、いずれも農地法第 3 条第 2 項各号（第 1 号～第 7 号）に該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えます。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

ただいま説明のあった議案第 28 号について、何かご意見ご質問等ございませんか。

5 番（田村委員）

貸借期間が 30 年となっているが、期間に問題はないですか。

局長

本案件は、使用貸借ですが、貸借期間については特に定めはなく、問題はありません。

議長

その他、何かありますか。

ないようですので、議案第 28 号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め原案どおり決することといたします。

次に、議案第 29 号『農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について』を議題とします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

局長

8 ページをお開き願います。

議案第 29 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について

次のとおり、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請があったので、この処分（許可、不許可の決定）について意見を求める。

令和 2 年 6 月 12 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

内訳は、9 ページのNo.42 から 11 ページのNo.49 までの 8 件で、面積は田が 3,071 m²、畑が 5,538 m²、面積合計は 8,609 m²となっております。

譲受の事由は、No.42 からNo.45 まで、No.47 からNo.49 までの 7 件は「経営拡張」で、No.46 は「受贈」となっております。

これらの許可要件の検討結果につきましては、お手元に配付の調査書の 2 ページから 9 ページまでに記載されておりますとおり、いずれも農地法第 3 条第 2 項各号（第 1 号～第 7 号）に該当しないため、許可要件の全てを満た

すものと考えます。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

議案第 29 号について審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第 29 号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め原案どおり決することとします。

次に、議案第 30 号『農地法第 5 条の規定による賃借権（使用貸借による権利）設定許可申請書の送付について』及び、議案第 31 号『農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書の送付について』のNo.7 からNo.13 までを、関連がございますので一括して議題といたします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

局長

12 ページをお開き願います。

議案第 30 号 農地法第 5 条の規定による賃借権（使用貸借による権利）設定許可申請書の送付について

次のとおり、農地法第 5 条の規定による賃借権（使用貸借による権利）設定許可申請があったので、これの処分（許可、不許可の決定）について意見を求める。

令和 2 年 6 月 12 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

続きまして、18 ページをお開き願います。

議案第 31 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書の送付について

次のとおり、農地法第 5 条の規定による転用を伴う所有権移転許可申請が

あったので、大館市長に送付するにあたり意見（許可・不許可相当）を求め
る。

令和2年6月12日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

今回の案件は、申請人であります農地の所有者の意向（貸し続けて賃借料
をもらい続けたい。売却してしまいたい。）によって、二つの議案になって
おりますが、転用事業者と転用の内容が同一でありますので、合わせてご審
議をお願いしたものです。

まず、内訳ですが、議案第30号の賃借権設定は13ページのNo.2から14
ページのNo.5までの4件で、地目はすべて田、面積合計は7,331㎡です。

また、議案第31号のNo.7からNo.13までの所有権移転は、19ページのNo.7
から21ページのNo.13までの7件で、地目は同じくすべて田で、面積合計は
8,732㎡です。

転用の内容ですが、特別養護老人ホームの経営や老人居宅介護等事業の経
営などの社会福祉事業を行う申請者が、現在の施設の老朽化が著しく業務に
支障をきたす場面も出て来ていることや、敷地も手狭なため改築できないと
して、新たに申請地を賃貸または取得して、特別養護老人ホームや駐車場な
どを整備しようとするものです。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。

まず、法第5条第2項第1号及び第2号に規定する立地基準についてであ
りますが、申請地は大館市役所長木出張所の南西、約500m地点に位置する
宅地化の状況が著しい区域に近接する農地で、第2種農地と判断しますので、
農地法運用の第2の1の(1)のオの(ア)のaの(b)に該当します。

また、法第5条第2項第3号から第7号までに規定する一般基準について
ではありますが、本案件はこれらのいずれにも該当しないと判断いたしますの
で、問題は無いものと考えます。

議案第30号のNo.2からNo.5までの位置図及び配置図は15、16、17ページ、
議案第31号のNo.7からNo.13までの位置図及び配置図は24、25、26ページに

記載のとおりであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

ただいまの事務局の説明に関連して、現地調査の結果を議席番号 18 番の阿部 重信 委員よりご報告願います。

18 番（阿部委員）

議案第 30 号のNo.2～No.5 及び議案第 31 号No.7～No.13 につきまして、去る 6 月 2 日に 成田 レイ子 委員 と事務局 2 名の 4 名で現地を確認してまいりましたので報告いたします。

申請地は 15 ページと 16 ページ、24 ページと 25 ページの位置図になります。

この場所は、主要地方道大館十和田湖線（樹海ライン）を有浦方面から雪沢方向に進み、大茂内橋手前約 50m 地点を左折、上代野区画 2 号線に入り 150m ほど進んだ右手にある、賃借権 16 筆、所有権 22 筆、合計 38 筆の田で、現在は休耕地として管理されておりました。

17 ページ、26 ページの配置図にありますように、特別養護老人ホームを移転して新たに建設するもので、建物や車庫、通路、駐車場などを整備する計画であります。

用地造成につきましては、東側と西側の市道と同等の高さに盛土を予定しています。

北側、東側は建築外構フェンスを設置し、防草シートを張って土砂等の流出を防ぎ、西側、南側は L 字擁壁による土留め施工を行い、南側には L 字擁壁と並行し、付け替え水路の新設も予定しています。

また、生活雑排水は合併処理浄化槽を設置し、市道敷地内へ排水管を約 430m 埋設して、下流の用水の取水箇所を過ぎた付近の水路に放流することとなっています。

雨水排水は、地下浸透処理とするもので、浸透施設技術指針の約 1.2 倍の浸透可能量の数値が出ています。

今回の申請人は賃借権 4 人、所有権が 7 人（内、両方の申請が一人）であ

り、土地改良区の意見書を得ているもので、特に問題はないものと見てまいりました。

皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただいま、阿部 重信 委員から、現地調査の結果報告があった議案第 30 号及び、議案第 31 号 No.7 からNo.13 までについて、何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第 30 号及び、議案第 31 号 No.7 からNo.13 までについて原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり許可相当と決することとし、大館市長へ送付することといたします。

次に、議案第 31 号『農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書の送付について』のNo.6、No.14 を議題といたします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

局長

再度、18 ページをお開き願います。

議案第 31 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書の送付について

次のとおり、農地法第 5 条の規定による転用を伴う所有権移転許可申請があったので、大館市長に送付するにあたり意見（許可・不許可相当）を求め

令和 2 年 6 月 12 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

内訳は、19 ページのNo.6 と 21 ページのNo.14 の 2 件で、No.6 は現況地目が畑で面積は 35 m²、No.14 は地目が畑で、面積は 403 m²になります。

No.6 の転用の目的は、現在の墓地敷地が手狭なことから、申請地を譲り受けて墓地を拡張しようとするものであります。

続きまして、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。

まず、法第5条第2項第1号及び第2号に規定する立地基準についてであります。申請地は松木集落の西に位置し、良好な営農条件を備えている農地で第1種農地と判断されますので、原則として許可することができない農地ですが、今回の案件に関しましては不許可の例外として、周辺に居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものでありますので、農地法運用の第2の1の(1)のイの(イ)のcの(e)に該当します。

また、法第5条第2項第3号から第7号までに規定する一般基準についてであります。本案件はこれらのいずれにも該当しないと判断いたしますので、問題は無いものと考えます。

No.6 の位置図及び配置図は 22、23 ページに記載のとおりであります。

次に、No.14 の転用の目的は、現在、アパート住まいの申請人が、申請地を譲り受けて一般住宅を建築しようとするものであります。

続きまして、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。

まず、法第5条第2項第1号及び第2号に規定する立地基準についてであります。申請地は JR 花輪線東大館駅の南、約 450m 地点に位置する用途地域の第2種中高層住居専用地域内の農地で、第3種農地と判断します。農地法運用の第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)に該当します。

また、法第5条第2項第3号から第7号までに規定する一般基準についてであります。本案件はこれらのいずれにも該当しないと判断いたしますので、問題は無いものと考えます。

No.14 の位置図及び配置図は 27、28 ページに記載のとおりであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

ただいまの事務局の説明に関連して、No.6、No.14 の現地調査の結果を議席番号 17 番の 成田 レイ子 委員 よりご報告願います。

17 番（成田委員）

議案第 31 号のNo.6、No.14 につきまして、去る 6 月 2 日に 阿部 重信 委員と事務局 2 名の 4 名で現地を確認してまいりましたので報告いたします。

初めにNo.6 がありますが、申請地は 22 ページの位置図になります。

この場所は、市道大館松木線を清水町方面から松木方向へ直進し、松木橋を渡り集落に入って 120m ほどで市道釈迦内・松木・立花線にぶつかり、これを左折、150m ほど直進した場所に集落の墓地があり、墓地入り口付近右側の畑で、現在は利用されておらず自己管理の現況でした。

23 ページの配置図にありますように、本人及び親類等の墓地として 3 基建設する計画であります。

用地造成につきましては、集落墓地が約 1 m の高さがあることから、これに合わせて盛土（岩ズリ、碎石）をし、間知（けんち）ブロックで土留めをし、土砂等の流出を防ぐ計画です。

北側は農道として利用されていますが、既存墓地と同レベルにするため、雨水等の影響はなく、特に問題はないものと見てまいりました。

つづきまして、No.14 についてご報告します。申請地は、27 ページの位置図になります。

この場所は、市道大館舟場線を新町方面から舟場方向へ進み、JR 花輪線 神明社踏切を渡り左折、200m ほど直進し、市道南神明町小館花 3 号線へ左折、200m ほど直進した十字路を右折、50m 先の十字路を左折し市道小館花 1 号線に入ってすぐの右側畑で、すぐに農地として利用できるほどに管理されておりました。

28 ページの配置図にありますように、一般住宅を建築する計画であります。

用地造成につきましては、表土の入れ替えには碎石盛土を約 35 cm 行う予定です。

東側は市道側溝にレベルを合わせ、西側は高くし傾斜を設け、雨水は市道

側溝へ流出する計画です。

西側・南側は境界ブロックを設置し土砂、雨水の流出を防ぎ、北側は既にコンクリート境界が設置されております。

汚水・生活雑排水は、公共下水道へ接続することになっており、特に問題はないものと見てまいりました。

皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただいま、成田 レイ子 委員から、現地調査の結果報告があった議案第 31 号 No.6、No.14 について、何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第 31 号 No.6、No.14 について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり許可相当と決することとし、大館市長へ送付することといたします。

議長

次に、議案第 32 号『農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）』を議題といたします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

局長

29 ページをお開き願います。

議案第 32 号 農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画について、大館市長から決定依頼があったので、この可否について意見を求める。

なお、土地改良法第 3 条第 1 項第 2 号の規定による申し出があったときは、これを承認することについて併せて意見を求める。

30 ページから 31 ページまでには、令和2年度農用地利用集積計画（第3号）の新規に利用権を設定するものが記載されております。

新 - 281 から新 - 307 までの 27 件であります。

契約期間別の内訳についてであります。契約期間 1 年が 1 件、3 年が 3 件、4 年が 1 件、5 年が 12 件、6 年が 3 件、10 年が 7 件で、地目が田の面積が 92,161 m²、畑の面積が 12,750.12 m²、面積合計は 104,911.12 m²であります。

権利の設定を受ける者の住所・氏名、権利の設定をする者の住所・氏名、権利を設定する土地の所在につきましては、記載のとおりであります。

これらの要件につきましては、利用集積計画書や確約書、営農計画書で確認しております。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

ただいま説明のあった議案第 32 号について、何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第 32 号について、原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議長

次に、議案第 33 号『農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）』を議題といたします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

局長

32 ページをお開き願います。

議案第 33 号 農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画について、大館市長から決定依頼があったので、この可否について意見を求める。

令和 2 年 6 月 12 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

33 ページには、令和 2 年度農用地利用集積計画（第 3 号）のうち所有権を移転するものが記載されております。

所-5、所-6 の 2 件で、地目はすべて田、面積合計は 16,431 m²となっております。

所有権の移転を受ける者の住所・氏名、移転をする者の住所・氏名、移転する土地の所在につきましては、記載のとおりであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

議案第 33 号の審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により、「農業委員が、自分又は同居親族に関する議案の審議に参加できないこと。」になっており、対象となる案件について個別に退席して頂いて審議したいと思いますのでよろしく申し上げます。

初めに、『所-6』を審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、『所-6』について、原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議長

次に、『所-5』を審議します。

恐れ入りますが、議席番号 14 番 富樫 英悦 委員は退席願います。

(14 番 富樫 英悦 委員 退席)

議長

何かご意見ご質問ございませんか。

議長

ないようですので、『所-5』について原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議席番号 14 番 富樫 英悦 委員は入室をお願いします。

(14 番 富樫 英悦 委員入室し着席)

議長

以上、提出議案の審議はすべて終了いたしました。

それでは事務局より当面の日程について、説明してください。

局長

・当面の行事日程について説明する。

議長

ただいまの行事日程について何かご質問等ございますか。

議長

ないようですので、事務局からその他連絡事項等、何かありますか。

・連絡事項なし

議長

他になければこれをもちまして、本日の定例総会を終了いたします。

午後 3 時 10 分終了

この会議の顛末を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年6月12日

議 長 _____

議事録署名委員 2 番 _____

議事録署名委員 3 番 _____

農地法第3条調査書

議案第28号 No.6	所有権移転 ・ 賃借権設定 ・ 使用賃借権設定		
土地の所在	大館市比内町扇田字長岡・・・・・・ ほか・筆		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市比内町扇田字長岡・・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市比内町扇田字扇田・・・・	△△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 宮崎 直人		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人は新規就農者であるが、保有している機械の能力、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は休耕地であるが、これまで譲渡(貸)人が保全管理を行っており、今後は譲受(借)人が野菜全般を作付し営農に資する計画である。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、6月8日、渡邊久雄 農業委員と畠山秀義 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第29号 No.42	(所有権移転)・ 賃借権設定 ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市字相染沢中岱・・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市字桜町南・・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市字相染沢中岱・・・・	△△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 宮崎 直人		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する (しない)
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する (しない)
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する (しない)
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する (しない)
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する (しない)
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する (しない)
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、譲受(借)人の居住地に隣接する農地であり、これまでも譲受(借)人世帯が耕作を行っている。今後も引き続き譲受(借)人世帯が営農に資する計画であり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、6月4日、伊藤昇 農業委員と石垣忠廣 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する (しない)

農地法第3条調査書

議案第29号 No.43	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定	
土地の所在	大館市大茂内字諏訪下・・・・・・・・	
申請者	譲渡(貸)人	住所 千葉県習志野市藤崎5丁目・・・
		氏名 〇〇〇〇
	譲受(借)人	住所 大館市大茂内字中瘤木台・・・
		氏名 △△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 宮崎 直人	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまで地域の農事組合法人が耕作を行ってきたが、今後は、譲受(借)人が規模拡大のため取得し営農に資する計画である。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、6月4日、伊藤昇 農業委員と石垣忠廣 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第29号 No.44	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定		
土地の所在	大館市山館字下大樽木・・・・・・ほか・筆		
申請者	譲渡(貸)人	住所	氏名
		大館市東台四丁目・・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住所	氏名
		大館市山館字沢口・・・・	△△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 宮崎 直人		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有(管理)農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は休耕地であるが、財産管理人により保全管理が行われている農地であり、今後は、譲受(借)人が経営規模拡大のため取得し営農に資する計画である。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、6月8日、木次谷和明 農業委員と藤原孝 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第29号 No.45	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定		
土地の所在	大館市猿間字丹内下.....		
申請者	譲渡(貸)人	住所	氏名
		東京都大田区東矢口三丁目.....	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住所	氏名
		大館市猿間字丹内下.....	△△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 宮崎 直人		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行っており、今後も畑地として営農に資する計画である。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、6月8日、木次谷和明 農業委員と藤原孝 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第29号 No.46	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定	
土地の所在	大館市岩瀬字羽貫谷地山下・・・・	
申請者	譲渡(貸)人	住所 大館市岩瀬字羽貫谷地山下・・・・
		氏名 〇〇〇〇
	譲受(借)人	住所 大館市岩瀬字羽貫谷地山下・・・・
		氏名 △△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 宮崎 直人	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	本申請は、同一世帯内の後継者へ贈与することが目的であり、今後も営農に資する計画である。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考え る。 なお、6月3日、石山元一 農業委員と小笠原恒義 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第29号 No.47	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定		
土地の所在	大館市岩瀬字羽貫谷地・・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市岩瀬字羽貫谷地・・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市岩瀬字羽貫谷地・・・・	△△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 宮崎 直人		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、譲受(借)人の居住地に隣接する農地であり、これまでも譲受(借)人が耕作を行っている。今後も引続き譲受(借)人が営農に資する計画であり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、6月3日、石山元一 農業委員と小笠原恒義 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第29号 No.48	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定		
土地の所在	大館市比内町中野字前田尻・・・・・・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住所	氏名
		大館市比内町扇田字上中島・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住所	氏名
		大館市比内町中野字中野・・・	△△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 宮崎 直人		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行っており、今後も、営農に資する計画である。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、6月8日、渡邊久雄 農業委員と畠山秀義 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第29号 No.49	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定		
土地の所在	大館市比内町八木橋字後畑・・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市字館下・・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市十二所字十二所町・・・・	△△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 宮崎 直人		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行っており、今後も、営農に資する計画である。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、6月8日、渡邊久雄 農業委員と畠山秀義 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない